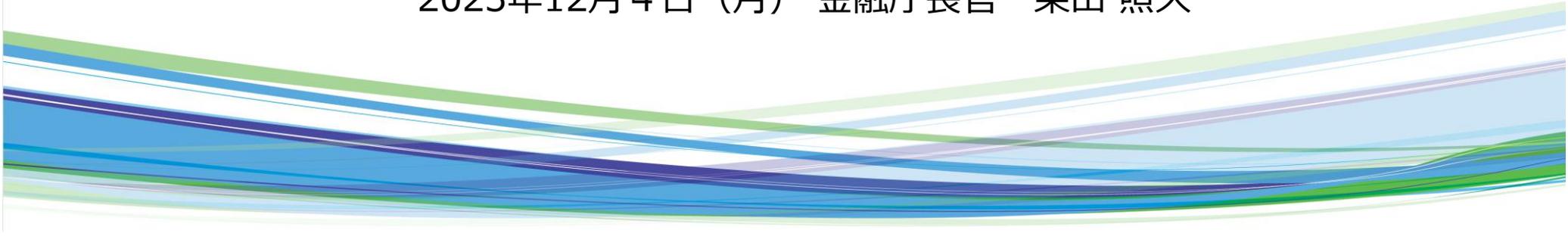




金融行政の現状と課題

第131回時事懇談会

2023年12月4日（月） 金融庁長官 栗田 照久



I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

- **金融機関による、資本金劣後ローンやREVICの活用等の、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底**を促す。事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施を通じて金融機関の取組状況を確認し、把握した課題等について継続的に対話を行う。
- **事業者支援能力の向上**に向け、事業再生支援に関する知見・ノウハウの地域金融機関への展開、経営人材のマッチングの促進等を行う。
- **事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成**に向け、「経営者保証改革プログラム」の推進や事業全体に対する担保権の早期制度化に取り組む。

II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

- **資産運用立国の実現**に向け、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化等を推進し、「Japan Weeks」の開催等を通じて国内外へ積極的な情報発信を行う。新しいNISA制度に係る周知・広報や活用事例の蓄積、金融経済教育推進機構の設立等を通じた金融経済教育の充実など、**資産所得倍増プランを推進**する。
- **スタートアップの資金調達の円滑化**に向け、株式投資型クラウドファンディングの環境整備や、私設取引システム（PTS）の認可要件の緩和等を検討する。
- **コーポレートガバナンス改革の実質化や企業情報の開示の充実**に向けて、大量保有報告制度の見直しや非財務情報の開示の充実、四半期開示の見直し等を推進する。
- **サステナブルファイナンスを推進**するため、企業のサステナビリティ開示の充実やGXに向けた産業と金融の対話の促進、インパクト投資の推進等を図る。
- **デジタル社会の実現**に向け、フィンテック事業者の参入促進やデジタルマネー・暗号資産等に関する環境整備に取り組む。

III. 金融システムの安定・信頼を確保する

- **グローバルな金融経済情勢等の動向を注視**し、金融システムの安定に与える影響を分析する。
- **金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築**に向け、ガバナンス、各種リスク管理態勢等、内部監査等についてモニタリングを行い、経営基盤の強化を促す。
- 利用者保護の観点から、金融機関に**法令等の遵守の徹底**を求める。
- **顧客本位の業務運営の確保**に向け、高リスクの金融商品の取扱いを含め、顧客の最善の利益に資する金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促す。
- **マネロン対策等やサイバーセキュリティ、経済安全保障、システムリスク管理**について、世界情勢等を踏まえた対応を促す。

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

- **金融行政の高度化**のため、データ活用の高度化や財務局との更なる連携・協働の推進、国内外に対する政策発信力の強化に取り組む。
- **金融行政の組織力向上**のため、職員的能力・資質の向上を図るとともに、職員の主体性・自主性を重視した職場環境やいきいきと働ける環境の整備に取り組む。

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

～社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進～

- 新型コロナが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつあり、我が国は本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗ることが期待される。
- 他方で、原材料・エネルギー価格等の高騰や人手不足の影響等により、厳しい環境に置かれた事業者が数多く存在している中、実質無利子・無担保融資の返済が本格化している。
- 特に地域金融機関においては、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが重要であり、これがひいては地域金融機関自身の事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。

【事業者支援の一層の推進】

- 資金繰り支援にとどまることなく、**金融機関が事業者の実情に応じて、以下の各種支援ツール等を活用しながら経営改善支援や事業再生支援等を実施すること**を促す。
 - ✓ コロナ借換保証や資本金劣後ローン
 - ✓ 認定経営革新等支援機関（税理士や弁護士等）や中小企業活性化協議会による各種支援ツール
 - ✓ 中小企業基盤整備機構や地域経済活性化支援機構（REVIC）等のファンド
 - ✓ 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」
- 金融機関への事業者支援に関する**重点的なヒアリングの実施**を通じて、**事業者支援の具体的な取組状況を確認し**、把握した課題等について継続的に対話を行う。
- 財務局による「**事業者支援態勢構築プロジェクト**（※）」については、重点的なヒアリング等により把握した課題等を踏まえながら、**経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、取組を発展**させていく。
（※）経済産業局と連携し、都道府県ごとの事業者の支援に当たっての課題と対応策を、地域の関係者（金融機関、信用保証協会、商工団体、地方公共団体、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等）と共有するプロジェクト。
- 「**中小企業の事業再生等に関するガイドライン**」について、**地方における事業再生の担い手の育成・拡充策**として、ガイドラインを活用した案件に関与する専門家（弁護士等）の補佐人の選定要件を緩和する等の見直しを検討する。
- 災害発生時には、被災地の実情を踏まえ、財務局等と緊密に連携し、金融機関による迅速かつ的確できめ細やかな被災者支援を促す。

(参考) 事業者支援態勢構築プロジェクト

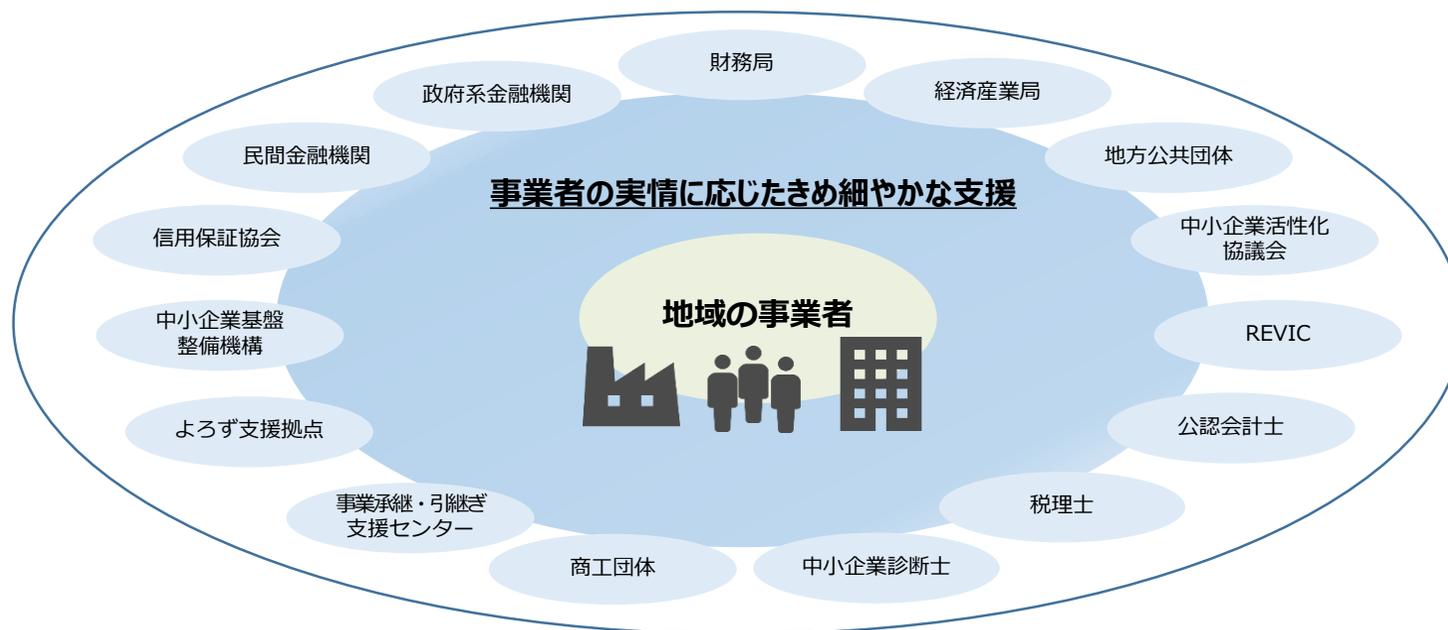
昨事務年度の取り組み

- 地域の関係者が連携・協働し、事業者の実情に応じたきめ細やかな支援を推進するため、財務局が経済産業局と連携し、都道府県ごとの事業者の支援にあたっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進

今事務年度の取組方針

- 財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」については、事業者支援に関する重点的なヒアリング等により把握した課題等を踏まえながら、足元で重要性が高まっている経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、取組を発展させていく

事業者支援態勢イメージ図



(注) 関連する機関は必ずしも上記に限られない

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

～社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進～

【事業者支援能力の向上】

- 地域金融機関の現場職員が**事業者支援のノウハウを共有**する取組を後押ししていく。
- 経営改善支援に当たっての優先順位付けに活用しうる**AIモデルの更なる高度化**を進め、活用に向けた課題を整理する。
- 「**業種別支援の着眼点**」（2023年3月公表）について、対象業種の拡充と普及促進に取り組む。
- **REVICの有する事業再生支援に関する知見・ノウハウ**を手引きとして集約し、実践的な研修等を通じて地域金融機関の現場職員に展開する。
- 経営人材のマッチングを促進するため、REVICが整備する人材プラットフォーム（**REVICareer : レビキャリア**）の活用促進に取り組む。
- 地域金融機関による**事業者のデジタル化支援**を関係省庁と連携して後押しする。

【事業者支援の更なる促進に向けた対応】

- 事業者の経営改善支援や事業再生支援等について、**地域金融機関のビジネスモデルや地域金融機関職員個人のインセンティブと整合的なものであることが望ましい**。こうした観点から、**事業者支援をめぐる課題**（下記）を調査・分析し、それを踏まえた事業者支援の促進策について検討を進め、対外的に発信していく。
 - ✓ 地域金融機関を取り巻く経済・ビジネス環境等が地域金融機関の事業者支援の取組姿勢に与えている影響
 - ✓ 事業者支援に関わる地域金融機関職員個人の評価・育成・キャリア形成に関する組織としての考え方や制度 等
- 地域金融機関のビジネスモデルにおける、事業者へのデジタル化支援事業や人材紹介事業等の位置付けや収益管理の状況、これらの事業を行うに当たっての外部人材の活用や内部人材の育成策などについても調査・分析する。

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

～事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成～

【経営者保証に依存しない融資慣行の確立】

- 金融機関による経営者保証への安易な依存をなくし、事業者の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋げていくべく、「**経営者保証改革プログラム**」（2022年12月公表）の**実行を推進する**。

（具体的な取組）

- ✓ 「金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数」や「金融機関における「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等」の把握
- ✓ 金融庁に新たに設置した「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等も踏まえ、必要に応じて、金融機関に対する特別ヒアリングを実施

【事業全体に対する担保権の早期制度化】

- 幅広い事業者に対し、その持続的な成長を促すような資金提供が実施されるためには、不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、**事業者の実態や将来性を的確に理解し、その特性に着目した融資**を行う必要がある。
- こうした観点から、金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（2023年2月公表）で示された「**事業者の知的財産・無形資産を含む事業全体に対する担保制度（事業成長担保権）の創設**」について**関連法案の早期提出を目指す**とともに、事業成長担保権の制度趣旨に関する金融機関や事業者等の理解促進に取り組んでいく。

- 新たに、事業全体に対する担保権として事業成長担保権（仮称）を創設する。
同担保権により、
 - 金融機関は、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくなる
 - 事業者は、事業全体を担保に金融機関から成長資金等を調達しやすくなる
というメリットが期待される。

現行の担保法制

個別資産に対する担保権

- 担保権の対象は土地や工場等の有形資産が中心
(ノウハウ、顧客基盤等の無形資産が含まれず、事業価値と乖離)
⇒スタートアップ等の有形資産に乏しい企業の資金調達に支障
- 事業価値への貢献を問わず担保権者が最優先
(不動産担保や個人保証による価値に目が向きがち)
⇒貸出先の事業改善・再生の着手が遅れるおそれ

目指すべき姿

事業全体に対する担保権（新設）

- 担保権の対象は無形資産を含む事業全体
(ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含まれ、事業価値と一致)
⇒無形資産を含む事業の将来性に着目した融資が促進され、創業・第二創業を容易に
- 事業価値の維持・向上に資する者を最優先
(商取引先や労働者、再生局面の貸し手等を十分に保護)
⇒早期支援は担保価値の維持・向上にもつなげるため、融資先の経営改善支援が促進される
⇒経営者保証等に依存せず、事業のモニタリングに基づく経営悪化時の早期支援を実現

(参考) 報告書における事業成長担保権 (仮称) の概要

利用が期待される成長企業等 (例)

- 事業を大きく拡大させようとする
まだ黒字化していないスタートアップ
- 事業承継に際して経営の
テコ入れを試みる新経営者
- 再生可能エネルギー等の
単一事業を営む企業への
プロジェクトファイナンス



成長企業等
(スタートアップ等)

事業性に着目した融資

- 融資後も、継続的に事業の状況を
フォローアップ (伴走型の融資)
- 経営者保証は、粉飾等があった場合を除き、制限



与信者(銀行等)

成長資金等



事業成長担保権
(信託契約)



事業成長担保権
の優先弁済権



事業成長担保権の概要

- 担保目的財産
会社の**総財産**(無形資産含む事業価値)
- 実行手続 (※債務不履行時)
裁判所に選任された管財人が実施
事業の継続を前提に、**スポンサーへ承継**
(その過程で、**労働者や商取引先には
与信者等よりも優先して弁済**)

信託会社(銀行等)



- **濫用を予防** (設定時、信託会社が、成長企業等に対し、制度概要や与信者の属性等を説明)
- 制度利用促進の観点から、**簡素な信託業を新設**

(注) 信託会社と与信者が一致することも許容

II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進～

- 新しい資本主義の下、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がる、**成長と分配の好循環**を実現していくことが重要。
- これまで、①**資産所得倍増プラン**や②**コーポレートガバナンス改革**等を通じ、家計の安定的な資産形成の支援、企業の持続的成長、金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営の確保など、**インベストメントチェーン**を構成する各主体に対する働きかけを行ってきた。
- こうした取組に続き、**インベストメントチェーンの残されたピース**として、③**家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップ**の改革を図っていく。
- 残されたピースをはめ、**我が国経済の成長と国民の資産所得の増加**に繋げていく。

資産運用立国実現プラン

(今般策定する③に加え、①②も内包)

販売会社（銀行・証券）、アドバイザーによる
顧客本位の業務運営の確保

③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

① 資産所得倍増プラン (2022年11月)

家計の安定的な資産形成
(NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上)

② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラム (2023年4月)

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進～

【資産運用立国に関する主要施策】

1. 資産運用業とアセットオーナーシップの改革

①	大手金融グループによる 運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン の策定・公表
②	スタートアップ投資等の オルタナティブ投資 や サステナブル投資の活性化 などを含めた運用対象の多様化の推進
③	コーポレートガバナンス改革 （スチュワードシップ活動）の 実質化 （PBR等を意識した経営と計画の策定・開示・実行を促進する体制の構築） （資産運用業と企業との対話の促進等のための大量保有報告制度・公開買付制度の見直し）
④	アセットオーナー・プリンシプル の策定 （アセットオーナーに求められる役割を明確化。最善の利益をもたらす資産運用会社の選択やステークホルダー等への運用内容の見える化等を含む。）
⑤	企業年金の運用高度化 に向けた取組み （企業年金の加入者のための 運用の見える化の充実 、確定給付企業年金向けの 共同運用の選択肢の拡大 、確定拠出年金について 適切な商品選択 がなされるための改善）

2. 資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進

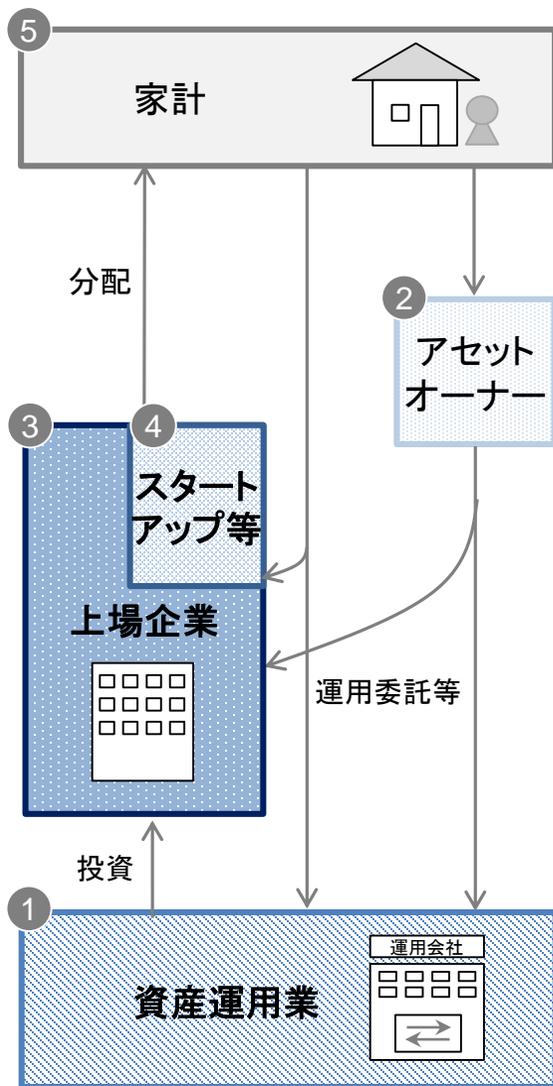
①	日本独自のビジネス慣行や参入障壁 の是正（投資信託の基準価額に関する二重計算の是正やシステムベンダー間の不十分な競争の是正）
②	バックオフィス業務のアウトソーシング をより円滑にする規制緩和
③	新興運用業者にとって課題である 運用資金獲得を支援するためのプログラム（日本版EMP） の創設 ※ EMP : Emerging Manager Program
④	資産運用特区 の創設（英語のみで行政対応が完結するよう規制改革し、ビジネス環境や生活環境を重点的に整備）

3. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

①	世界の投資家のニーズに沿った改革を進めるための 日米を基軸とした資産運用フォーラム の立ち上げ
---	--

(参考) 金融審議会 資産運用に関するタスクフォース報告書 (案) の概要

- 家計からの投資の運用を担い、リターンを生み出す資産運用会社の高度化を図るとともに、企業への成長資金の供給を促し、その成果を家計に還元することで、「成長と分配の好循環」を推進。



1 資産運用会社の高度化 ≫ 家計を含む投資家へのリターン向上、投資先の企業価値の向上

- 投資運用業の参入要件の緩和(ミドル・バックオフィス業務の委託等)★
- 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)の実施
- 大手金融グループにおける運用力向上やガバナンス改善・体制強化
- 金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスに関する原則の策定
- 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し(一者計算の促進等)

2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み ≫ 顧客等の最善利益の確保

- 金融機関による顧客等の最善利益を確保する観点からの運用や、DC加入者への運用商品の適切な選定・提案、情報提供の充実を促進

3 スチュワードシップ活動の実質化 ≫ 日本企業・日本市場の魅力向上

- 企業価値向上に向けた対話促進のための大量保有報告制度の見直し等★

4 成長資金の供給と運用対象の多様化 ≫ スタートアップの活性化、収益機会の拡大

- ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
- 非上場株式を組み入れた投資信託・投資法人の活用促進
- 投資型クラウドファンディングの活性化
- 事後交付型株式報酬に係る開示規制の明確化
- 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化(仲介業者の規制緩和)★

5 家計の投資環境の改善 ≫ 金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進

- 金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進
- 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ(5万円から10万円に)

(参考) 資産運用会社の高度化 (⇒家計を含む投資家へのリターン向上、投資先の企業価値の向上)

1 大手金融グループにおける運用力向上ガバナンス改善・体制強化

- 大手金融機関グループにおいて傘下資産運用会社等の人材育成を含む運用力向上やガバナンス改善・体制強化のための**プランの策定・公表**

b プロダクトガバナンスの確保

- 資産運用会社による適切な金融商品の組成、管理、透明性を確保するための**プロダクトガバナンスに関する原則を策定**※

※「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂

c 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し

- 基準価額の計算について資産運用会社と信託会社の双方で行う**二重計算の慣行を見直し**(業界における一者計算に向けた計理処理の標準化等の取組みを後押し)
- 基準価額の計算過誤の訂正に関する**マテリアリティポリシー(重大性基準)**について、各社の定める**水準の適切性や投資家への周知の重要性を監督指針等に記載**

⇒ 投資運用業の参入障壁を緩和

d 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP(Emerging Managers Program))

- 金融機関・アセットオーナーによる優れた**新興運用業者の発掘・運用委託を後押し**。また、各主体による具体的な**取組状況を公表**
- **新興運用業者を一覧化したリスト(エントリーリスト)の提供**
- **金融創業支援ネットワーク(注1)や拠点開設サポートオフィス(注2)等を拡充**
- **ミドル・バックオフィス業務の外部委託等による規制緩和**



「運用」を委託



運用権限の全部委託

- **投資運用業における運用権限の全部委託を禁止する規制の撤廃**
- 運用委託先の管理について、必要な規定の整備

⇒ **特色ある運用会社への委託を促進**

「ミドル・バックオフィス業務」を委託



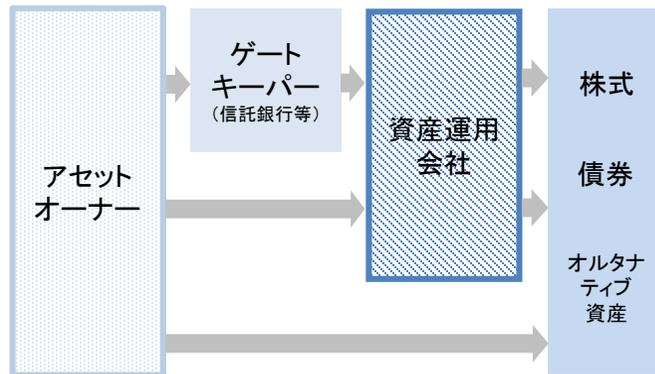
投資運用業者の登録要件緩和

- **ミドル・バックオフィス業務を受託する事業者**に任意の登録制度を創設(行為規制(善管注意義務等)等を適用)
- 登録業者に業務委託する場合には、**投資運用業の登録要件(体制整備等)を緩和**※

※業務を外部委託した場合、委託先の管理等が必要

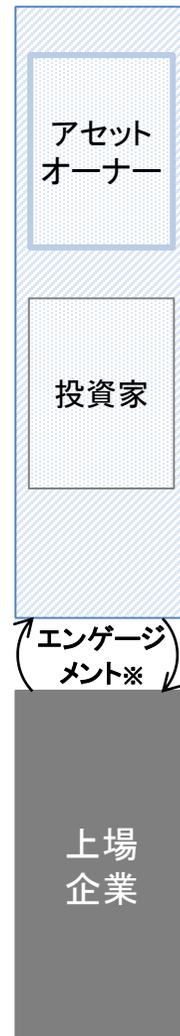
(注1) 日本で拠点開設をする海外金融事業者(投資運用業、投資助言・代理業等)に対し、創業面や生活面の情報提供・相談・支援
(注2) 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で実施

2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み(⇒顧客等の最善利益の確保)



- アセットオーナーから運用委託を受ける**資産運用会社等**は、アセットオーナーのリスク許容度等を考慮したうえで、**最善の利益を確保するための運用**を行う必要
- 企業型確定拠出年金(DC)の**運営管理機関(金融機関)**は加入者の最善の利益を確保する観点から、**適切な運用商品の選定・提示や情報提供の充実等**を行う必要
- 当局は、アセットオーナーを支える**金融機関を適切にモニタリングし、必要に応じて改善を求めていくことが不可欠**

3 スチュワードシップ活動の実質化(⇒日本企業・日本市場の魅力向上)



- スチュワードシップ・コードの趣旨を踏まえ、**自らの置かれた状況(規模・運用方針等)に応じた対応の促進や、協働エンゲージメントの取組みの積極的な活用**
- 実効的なエンゲージメントの促進のための**制度の見直し(大量保有報告制度における「重要提案行為」や「共同保有者」の範囲の明確化)**
- **資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた東証の要請(①現状分析、②計画の策定・開示、③実行)を踏まえた企業の対応を一層促す観点からフォローアップ**

※ 企業と投資家との建設的な対話

5 家計の投資環境の改善(⇒金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進)

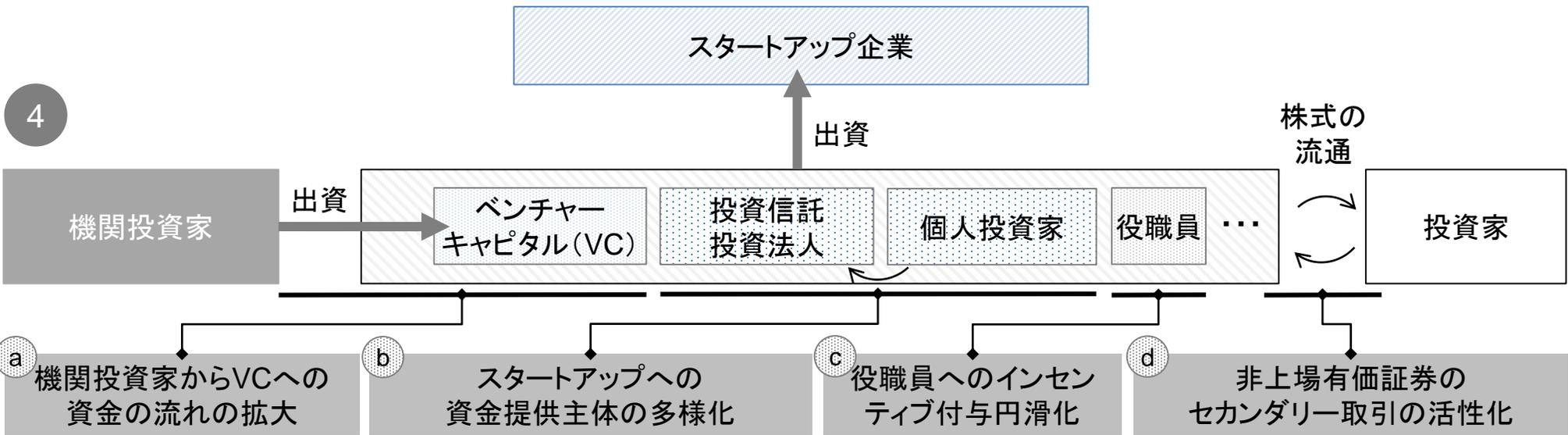
金融経済教育推進機構を中心とした**金融経済教育の推進**

- 家計が資産運用会社や金融商品を適切に選択するためには**金融リテラシーの向上が不可欠**
- **金融経済教育推進機構を中心に官民一体となって、金融経済教育に取組むことが重要**

累積投資契約の**クレジットカード決済上限額の引上げ**

- **新しいNISA制度**において、**つみたて投資枠**は年間120万円(月10万円)になる
- **累積投資契約のクレジットカード決済上限額**について、**つみたて投資枠をカバー**できるよう規定を見直し(5万円から10万円に)

(参考) 成長資金の供給と運用対象の多様化 (⇒スタートアップの活性化、収益機会の拡大)



a 機関投資家からVCへの資金の流れの拡大

- VCのガバナンス等の水準を向上させ、長期投資に資するアセットクラスとしてのVCの魅力高めるため、「ベンチャーキャピタル・プリンシプル」を策定
- VCが保有する有価証券の評価の透明性を向上させるため、公正価値評価を推進

b スタートアップへの資金提供主体の多様化

- 投資信託への非上場株式の組入れを行うための枠組み(自主規制規則)の整備、上場ベンチャーファンドの促進(開示頻度の緩和等)
- 投資型クラウドファンディングの活性化
 - 企業の発行総額上限
1億円→5億円(1~5億円は簡素化された開示様式を利用可)
 - 投資家の投資上限
50万円→年収や純資産に応じた設定

c 役員へのインセンティブ付与円滑化

- 企業が役員に付与する譲渡制限付株式ユニット(RSU)等の事後交付型株式報酬について、有価証券届出書に代えて、臨時報告書の提出を認める特例を設ける

d 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化

- 非上場有価証券の取引の仲介業務への参入を促すため、
 - プロを対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、第一種金融商品取引業の登録要件を緩和
 - 私設取引システム(PTS)について、取引規模が限定的な場合は、認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする

(参考)上記の他、外貨建国内債(いわゆるオリガミ債)の発行を円滑化(外貨によるDVP(Delivery Versus Payment)決済を可能とするための制度整備)

(参考) Japan Weeksについて

- 資産運用立国や国際金融センターの実現に向けたJapan Weeksを、本年9月25日から10月6日に開催
- 海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致し、多くのイベントを開催。資産運用立国の実現に向けた新たな施策を表明したほか、日本での資産運用の課題や政府への期待について意見を収集。

日時	イベント	主催者	政府要人の参加と新たに表明した施策
9月25日	全国証券大会	日本証券業協会、全国証券取引所協議会、投資信託協会	総理と井林内閣府副大臣による来賓挨拶 ■ スタートアップ投資等のオルタナティブ投資やサステナブル投資の活性化などを含めた運用対象の多様化の推進
10月2日	日経サステナブルフォーラム 「世界の機関投資家の潮流」	日本経済新聞	総理による開会挨拶 ■ 大手金融グループによる運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表 ■ アセットオーナー・プリンシプルを来年夏をめどに策定 ■ 企業年金の運用高度化に向けた取組みを推進
10月3-5日	PRI in Person (PRI年次会議)	PRI事務局	10月3日に総理から基調講演 ■ サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログを年内に設置 ■ インパクト投資に関するコンソーシアムを年内に発足 ■ 政府として所要の環境整備を行い、日本の代表的な公的年金がPRI署名に向け作業を進めることを発表
10月3日	「金融ニッポン」 トップ・シンポジウム	日本経済新聞	鈴木大臣による冒頭挨拶 ■ 「金融分野に関する世界の都市ランキング」を近日中に公表
10月4日	金融改革フォーラム	日本経済新聞	神田政務官による冒頭挨拶
10月4日	10月4日「証券投資の日」 トークイベント	日本証券業協会、日本取引所グループ、投資信託協会	総理と鈴木大臣によるビデオメッセージ、井林内閣府副大臣によるトークイベント参加
10月4日	ネットワーキングディナー	Bloomberg	鈴木大臣による冒頭挨拶
10月5日	ウェルカムディナー	ブラックロック	総理による冒頭挨拶
10月6日	Japan Head of State/ Long Term Investors Summit	ブラックロック	鈴木大臣による開会挨拶、西村大臣によるパネル参加
10月6日	グローバル投資家との ラウンドテーブル	日本政府	鈴木大臣による開会挨拶、総理による締めくくり挨拶 ■ 日米を基軸とした資産運用フォーラムの準備委員会を年内に立ち上げ

(参考) 公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について

- 2023年3月2日開催の金融審議会総会・金融分科会において、近時の資本市場における環境変化を踏まえ、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について検討を行うことが諮問された。
- これを受けて金融審議会公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループが設置され、2023年6月以降これまでに計5回開催し、各検討課題について議論。

公開買付制度等の沿革

- 日本の公開買付制度は1971年に、大量保有報告制度は1990年にそれぞれ導入。
- その後、資本市場における環境変化等を踏まえ、米国や英国の制度等を参考に改正されてきたが、2006年以降、大きな改正はなされていない。

- 近時、以下のような資本市場における環境変化を踏まえ、公開買付制度・大量保有報告制度・実質株主の透明性のあり方について様々な課題が指摘されている。

- ✓ 市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加
- ✓ M&Aの多様化
- ✓ パッシブ投資の増加
- ✓ 協働エンゲージメントの広がり
- ✓ 企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まり

○ 公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方に関する検討

近時の資本市場における環境変化を踏まえ、市場の透明性・公正性の確保や、企業と投資家との間の建設的な対話の促進等の観点から、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について検討を行うこと

検討の背景

諮問事項

(参考) 大量保有報告制度の概要・趣旨

- 日本の大量保有報告制度は、株券等の大量保有に係る情報が「経営に対する影響力」や「市場における需給」の観点から重要な情報であることから、当該情報を投資者に迅速に提供することにより、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることを目的とするもの。

一般原則

大量保有者の義務

- ① 株券等の大量保有者(保有割合5%超)となった場合
: 5%超の保有者となった日から、5営業日以内に「大量保有報告書」を提出
- ② その後、保有割合が1%以上増減するなど重要な変更があった場合
: 変更があった日から、5営業日以内に「変更報告書」を提出

共同保有者

共同保有者の取扱い

株券等の保有者は、その「保有割合」の算出において、以下のいずれかに該当する者(「共同保有者」)がいる場合、当該「共同保有者」の保有割合も合算しなければならない。

- ① 保有者との間で、共同して株券等を取得し、又は譲渡することを合意している者
- ② 保有者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者
- ③ 保有者との間で、一定の資本関係、親族関係その他特別の関係がある者

特例報告制度

特例報告制度の概要

日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行っている金融商品取引業者等については、取引の都度、詳細な情報開示を求めると、事務負担が過大になるとの観点から、以下のとおり緩和。

<緩和内容> 事前に届け出た「月2回の基準日」において、「大量保有報告書」・「変更報告書」の提出義務を判断し、当該基準日から5営業日以内に報告書を提出すれば足りる。

<特例報告制度の利用要件> ①保有割合が10%を超えないこと、②「重要提案行為」を行わないこと

(参考) 主な検討課題①：重要提案行為の範囲

- 「重要提案行為」の範囲が不明確であることが企業と投資家との実効的なエンゲージメントの支障になっているとの指摘がある。

現行制度に対する指摘

- 大量保有報告制度上、金融商品取引業者等に対しては、提出頻度や期限等を緩和する特例報告制度が設けられているが、その適用を受けるためには、投資先企業に対して「重要提案行為」を行わないことが必要とされている。
- スチュワードシップ・コード策定時に「重要提案行為」の解釈の明確化が図られたものの、実効的なエンゲージメントの促進のため、重要提案行為の範囲の更なる明確化等が必要との指摘がある。

日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた
法的論点に係る考え方の整理(2014年)

1 経営方針等の説明を求める	「重要提案行為」に 該当しない可能性が高い
2 議決権行使予定等の説明	
3 ②へのスタンスの説明を求める	
4 株主総会で質問を行う	
5 具体的事項の総会決議を求める	該当する可能性が高い 但し、⑥については態様によっては 該当する可能性が低い場合もある
6 経営方針等の変更を求める	

左記整理の主な課題

左記整理は一定の解釈指針となっているものの、例えば以下のような指摘がある。

- 重要提案行為の対象が網羅的で、**資本政策や営業戦略について提案した場合、重要提案行為とされるおそれがある**
- 企業への質問を通じて間接的に課題意識を伝えることしかできず、**提案を直接的に伝えられないため、企業に意図が伝わらない**

WGにおける検討状況

- ◆ 企業と投資家との実効的な対話を促進するため「重要提案行為」の範囲を限定又は明確化することについて、どう考えるか。
→ 提案の態様のみ又は提案の態様及び内容に注目して限定・明確化することに賛同する意見が多い。

(参考) 主な検討課題②：共同保有者の範囲

- 「共同保有者」の範囲が不明確であることが協働エンゲージメントの支障となっているとの指摘がある。

現行制度に対する指摘

- 大量保有報告制度においては、保有割合を算出するに際して、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者(「共同保有者」)の保有分を合算する必要がある。
- スチュワードシップ・コード策定時に「共同保有者」の解釈の明確化が図られたが、近時の協働エンゲージメントの増加を踏まえ、「共同保有者」の範囲の更なる明確化等が必要との指摘がある。

日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた
法的論点に係る考え方の整理(2014年)

以下のような場合は、基本的に、「共同保有者」に該当しないと考えられる。

- ✓ 法令上の権利の行使以外の株主としての一般的な行動についての合意にすぎない場合
- ✓ 「他の投資家」との話合い等において、各々の議決権行使の予定を伝え合い、それがたまたま一致したに過ぎないような状態

左記整理の主な課題

左記整理は一定の解釈指針となっているものの、例えば以下のような指摘がある。

- 協働エンゲージメントに参加した他の投資家が株主提案を行った場合に、当該株主提案に賛成すると当該他の投資家が「共同保有者」に該当する懸念がある
- 「共同の株主権行使」という概念が、経営支配を目的にするといった限定がなく、極めて包括的に規制しているように読める

WGにおける検討状況

- ◆ 協働エンゲージメントを行う際に、「共同保有者」の解釈の不明確さが支障となっているとの指摘を踏まえ、**共同保有者の範囲の限定又は明確化すること**について、どう考えるか。
- 規制の潜脱とまらない範囲で共同保有者の範囲を明確化することに賛同する意見が多い。

(参考) 実質株主の透明性

- 「実質株主」を把握することができるようにする制度について検討すべきとの指摘がある。

現行制度に対する指摘

- 現行制度上、名義株主については、会社法上の株主名簿や有価証券報告書等の大株主の状況に関する開示を通じて、企業や他の株主がこれを把握する制度が整備されている一方、当該株式について議決権指図権限や投資権限を有する者(「実質株主」)については、大量保有報告制度の適用対象(5%超)となる場合を除き、企業や他の株主がこれを把握する制度が存在しない。
- 企業と株主・投資家の対話や相互の信頼関係の醸成を促進する観点から、実質株主とその持株数について、企業や他の株主が効率的に把握できるよう、諸外国の制度も参考に実務的な検討がなされるべきとの指摘がある。

諸外国における実質株主の透明性を図る制度



米国証券取引所の上場株式に係る一任運用資産が1億ドル以上の機関投資家は、四半期ごとに、保有銘柄の名称・株式数・市場価格等を記載した保有明細をSECに提出し、開示しなければならない(Form 13F)。



英国の公開会社は、議決権付株式について実質的利害関係を有している(と信じるに足りる合理的理由がある)者に対して、事実確認のための通知をすることができる。通知を受けた者は、実質的利害関係の有無等の必要な情報を公開会社に対して提供しなければならない。

欧州



欧州は、EU指令により、その加盟国に対して「会社が株主を特定する権利」を持つよう確保することを求めている。

WGにおける検討状況

- ◆ 企業や他の株主が実質株主を効率的に把握するための方策の要否及びその内容について、どう考えるか。
→ 米国制度を参考にした制度を(併せて)導入すべきという意見も見られた一方、欧州制度を参考にした制度を導入すべきという意見が多い。

(参考) 公開買付制度に関する主な検討課題：市場内取引（立会内）の取扱い

- 市場内取引(立会内)について、強制公開買付規制の適用対象とすべきとの指摘がある。

現行制度に対する指摘

- 現行の公開買付制度上、市場内取引(立会内)は、一定の透明性・公正性が担保されていることに鑑み、(いわゆる「急速な買付け等」に該当しない限り)強制公開買付規制の適用対象となっていない。
- 他方、近時は市場内取引(立会内)を通じて議決権の3分の1超を取得する事例も見受けられ、そのような取引については、投資判断に必要な情報・時間が一般株主に十分に与えられていないといった問題や、強圧性の問題(下記東京高裁の決定参照)が指摘されていることから、市場内取引(立会内)を強制公開買付規制の適用対象とすべきではないかとの指摘がある。

公開買付制度等WG報告(2006年)

…立会外取引以外の市場内取引は、基本的には、誰もが参加でき、取引の数量や価格が公表され、競争売買の手法によって価格形成が行われている。取引の態様によっては、立会外取引以外の市場内取引と市場外取引等との差が相対的となる場合もありうるが、一定の基準に基づき規制の線引きをすることが必要であり、立会外取引以外の市場内取引に公開買付規制を及ぼさないという現行制度には一定の合理性があると考えられる。…

東京高裁令和3年11月9日の決定

…抗告人らは、TOBの適用対象外である市場内取引における株式取得を通じて、株券等所有割合が3分の1を超える株式を短期間のうちに買収しており、このような買収行為は、一般株主からすると、投資判断に必要な情報と時間が十分に与えられず、買収者による経営支配権の取得によって会社の企業価値がき損される可能性があると考えれば、そのリスクを回避する行動をとりがちであり、それだけ一般株主に対する売却への動機付けないし売却へ向けた圧力(強圧性)を持つものと認められる…

WGにおける検討状況

- ◆ 市場内取引により議決権の3分の1超を取得する取引を強制公開買付規制の適用対象とすることについて、どう考えるか。
→ 市場内取引を規制の適用対象とすることに賛同する意見が多い。

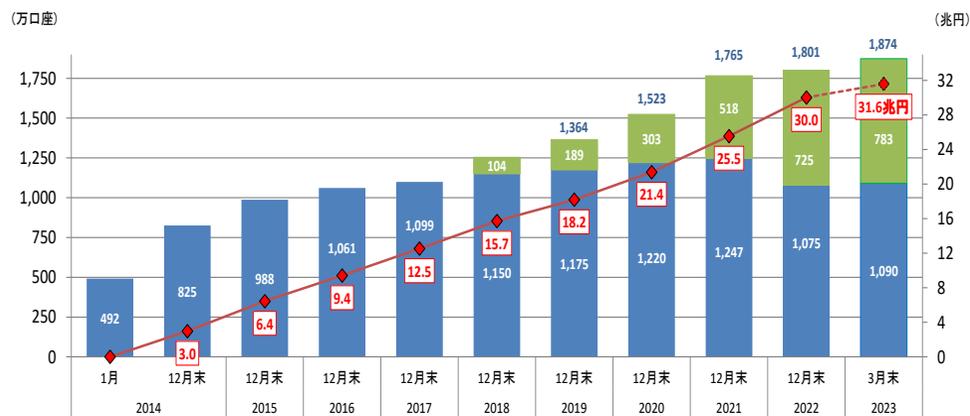
II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進～

【新しいNISA制度の普及・活用促進】

- 新しいNISA制度の開始（2024年1月）**に向け、制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促す。
 - ✓ NISA特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し
 - ✓ 幅広い層への分かりやすさを追求したガイドブック等の作成
 - ✓ 財務局や業界団体等と連携したイベント・セミナーの開催 等
- 官民連携によるNISA推進戦略協議会の下、**NISA活用の優良事例の蓄積等**を通じて、NISAは使い勝手がよい信頼感ある制度であるとのイメージを浸透させていく（**ブランド化**）。
- 顧客の安定的な資産形成支援というNISA制度の趣旨を踏まえ、顧客に対する説明態勢の整備や適合性原則を踏まえた金融商品の提供、金融機関による**回転売買の勧誘行為の防止等の観点から、モニタリング**を実施する。
- 投資未経験者も含めた利用者利便の向上、サービスを提供する金融機関や利用者の負担軽減等の観点から、**デジタル技術の活用等による、NISAに係る手続の簡素化・合理化等**を進める。

NISA（一般・つみたて）の口座数と稼働率の推移



NISAの抜本的拡充・恒久化の概要

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)	
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上	18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可	

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を旨とする

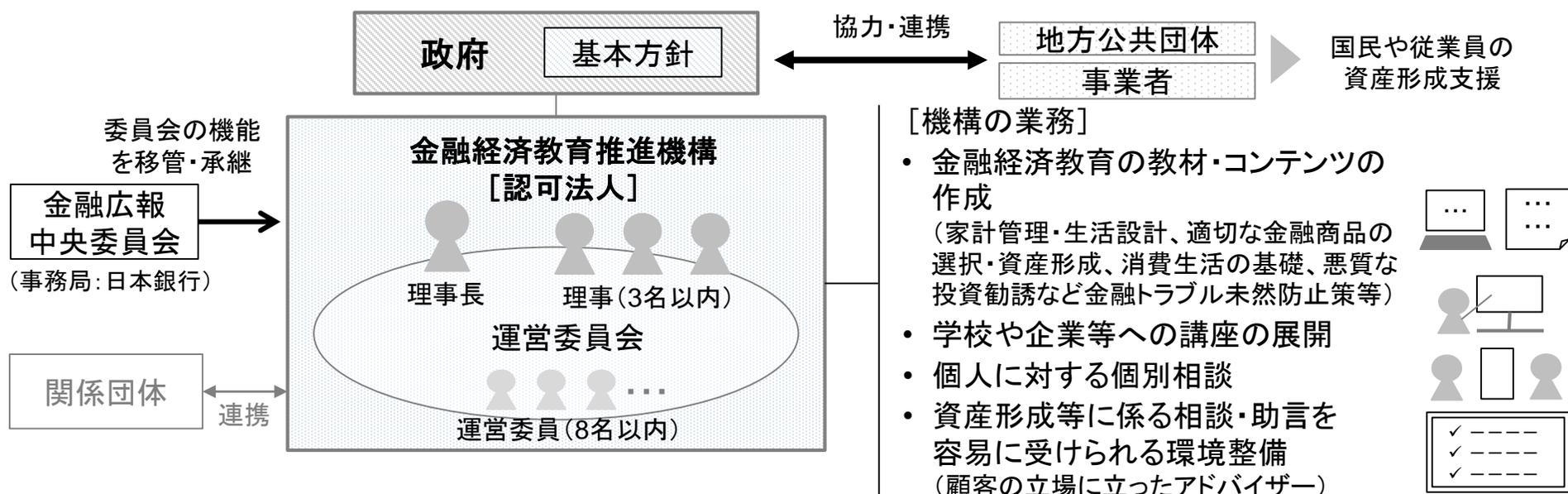
II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進～

【金融経済教育の充実】

- 国全体として中立的立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を整備する。今般成立した改正金商法に基づき「**金融経済教育推進機構**」を2024年春に設立し、**同年夏に本格稼働させることを目指す**。
- 同機構において、
 - ✓ 多様なステークホルダーとの連携を通じて、**企業の雇用者向けセミナーをより広く支援・促進**するなど、教育活動を抜本的に拡充していく。
 - ✓ **講師向け養成プログラムの導入**等による教育の質の向上を進める。
 - ✓ 一人ひとりに寄り添った**個別相談を実施**していく。
 - ✓ **顧客の立場に立ったアドバイザーの認定・支援**を行うことを通じて、個人が安心して相談できる環境づくりに取り組む。

金融経済教育推進機構の概要（イメージ）



Ⅱ. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～金融資本市場の活性化～

【スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化】

■ プライマリー市場

- **株式投資型クラウドファンディングの活性化**に向けて、
 - ✓ 必要な投資家保護策とあわせ、非上場会社による発行総額上限の拡充を検討する。
 - ✓ 投資家の投資上限額を年収や資産に応じたものとすることを検討する。
- 特定投資家私募 や少額募集のあり方など、スタートアップの資金調達に係る制度について検討を行う。

■ セカンダリー市場

- 特定投資家向けの非上場株式の私設取引システム（PTS）の運営を行う事業者の新規参入を促すべく、事業の特性に応じて**PTSの認可要件の緩和等**を検討する。

■ 上場市場の整備

- 東京証券取引所において、グロース市場の上場維持基準のあり方を検討するとともに、上場ベンチャーファンドの活性化に取り組む。

■ 融資を含む資金供給等

- 銀行等のモニタリングを通じ、機動的に確認しフォローする。特に**ベンチャーデット**については、レイターステージのベンチャー企業を更に成長させ、機関投資家も参入可能な大型IPOにつなげる等の観点からも、**金融機関の審査実務に新たな審査目線等を構築**する取組を促進、支援する。
- 成長に時間を要するスタートアップを念頭に、**銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充**するための要件緩和を進める。
- 外務員の二重登録禁止規制等に関する銀証ファイアーウォール規制のあり方や必要とされる対応について検討を行う。

II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～金融資本市場の活性化～

【コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実】

■ コーポレートガバナンス改革の実質化

- 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（2023年4月公表）を踏まえ以下を進める。
 - ✓ 資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営の促進、
 - ✓ 女性役員比率の向上による取締役等の多様性向上を含むサステナビリティを意識した経営の促進、
 - ✓ 独立社外取締役の機能発揮に向けた啓発活動

等

■ 企業情報の開示の充実

- グローバル投資家の期待に応える**企業群の見える化**や、**非財務情報の開示の充実**を図るための施策を進める。
- 開示の効率化を図る観点から、今般成立した改正金商法に基づき、2024年4月の施行に向けて、東京証券取引所と連携して**四半期決算短信の見直し**を進め、関係政府令の整備や四半期レビュー基準の改訂等を行っていく。

【市場に対する信頼の確保】

■ 会計監査の信頼性確保に向けた取組

- **改正公認会計士法の施行**（2023年4月）を踏まえ、上場会社等監査の担い手全体の**監査品質の向上**に取り組んでいく。
- 日本公認会計士協会による監査人の登録審査、監査の品質管理のレビュー、中小監査事務所の体制整備の支援等の取組を後押ししていく。
- 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）のホスト国として、グローバルな監査品質の向上に貢献していく。

■ 市場監視に係る取組

- 「**中期活動方針**」（2023年1月公表）に基づき、**的確・適切な市場監視を実施**する。
- 不公正取引や開示規制違反について、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、その実態を解明するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応する。
- 金融商品取引業者等について、適合性原則等の観点から内部管理態勢の構築や販売状況を検証する。
- 投資者被害事案に対して、裁判所への禁止命令等の申立てを行うなど、積極的に取り組む。

(参考) 企業開示制度の見直し

課題

- 企業経営や投資家の投資判断においてサステナビリティを重視する動きが見られる中、企業開示において、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大
- 金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複がみられ、コスト削減や効率化の観点から見直すべきとの指摘

- 中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けた企業開示制度の見直しを実施
 - ・ 人的資本を含むサステナビリティ情報等の開示の充実[府令改正事項]と併せ、
 - ・ **企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**

- 1 上場企業の第1・第3四半期については、**金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化**

【金融商品取引法第24条の4の7第1項を削除】

(注1) 当面は、四半期決算短信を一律義務付け。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、任意化について継続的に検討

(注2) 虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより適切に実施

- 2 見直し後の**半期報告書**については、
 - ・ **現行の第2四半期報告書と同程度**の記載内容
 - ・ 監査人によるレビュー
 - ・ 提出期限は決算後45日以内

【改正金融商品取引法第24条の5第1項】

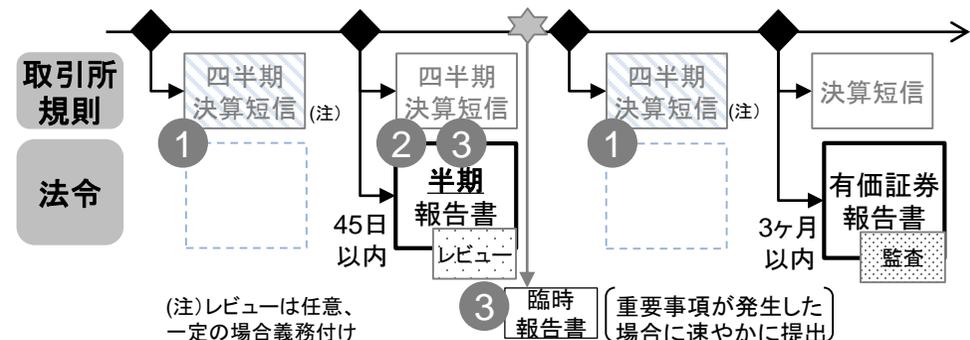
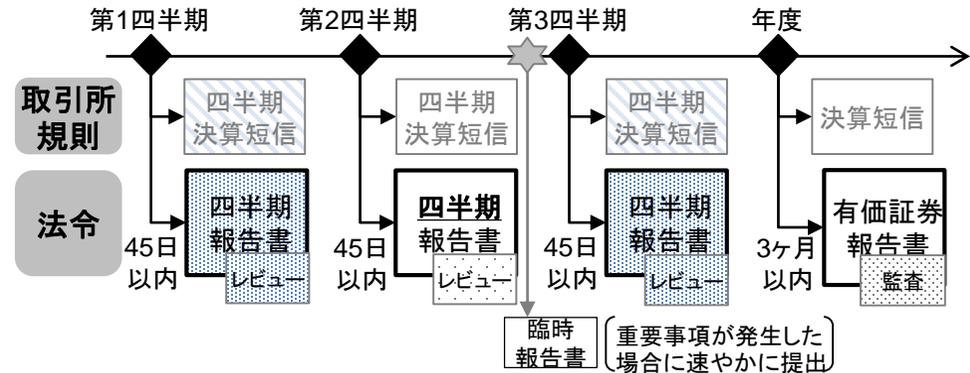
- 3 **半期報告書及び臨時報告書**は、法令上の開示情報としての重要性が高まることから、**公衆縦覧期間**(各3年間・1年間)を**5年間**(課徴金の除斥期間と同様)へ**延長**

【改正金融商品取引法第25条第1項】

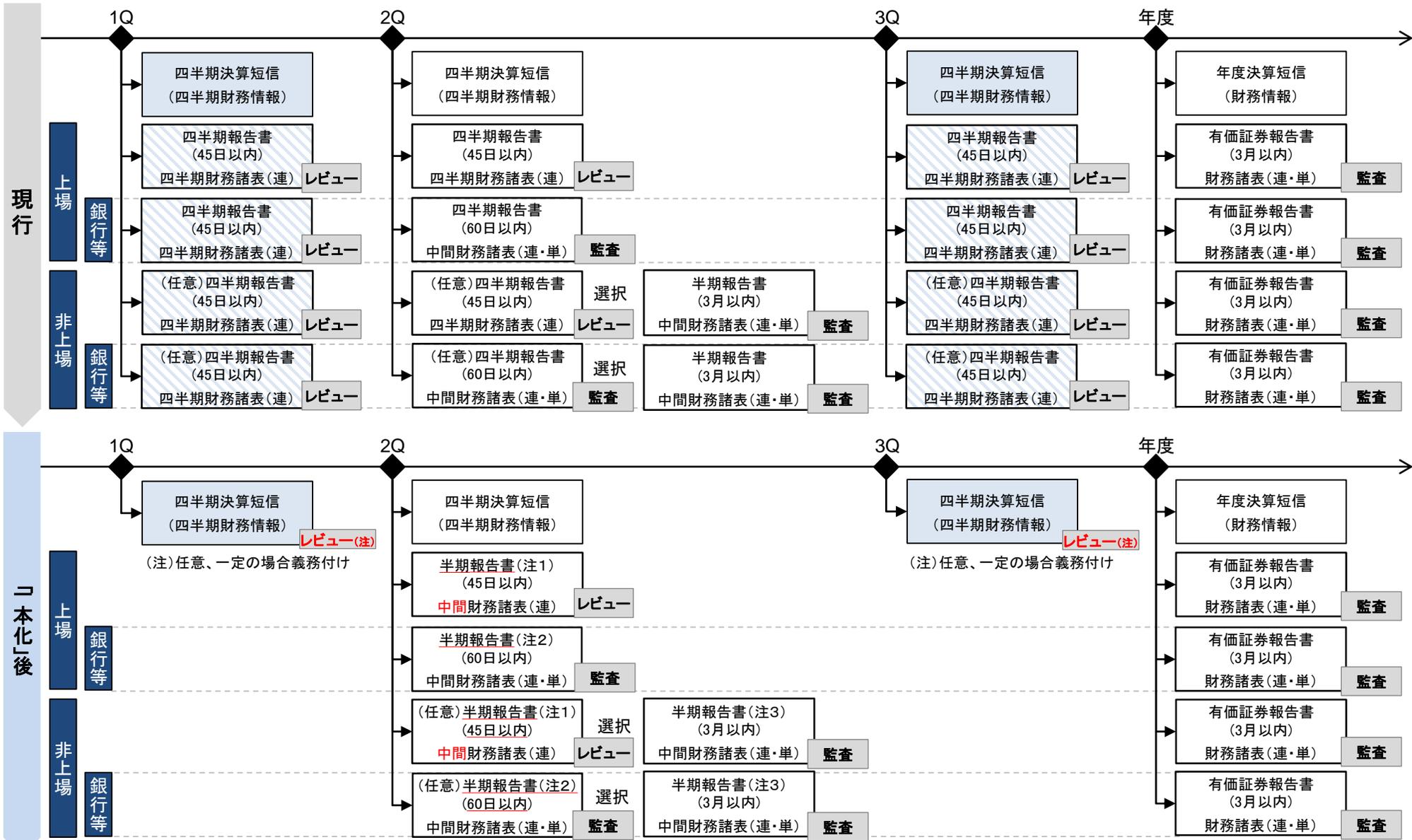
対応

現行

見直し



(参考) 四半期報告制度廃止後のイメージ (案)



※ 2024年4月1日以後に開始する「四半期会計期間」から、四半期報告書を廃止(四半期決算短信への一本化)する方向

(参考) 四半期報告制度廃止後のレビュー基準のイメージ

- 期中レビュー(四半期)を期中レビュー基準(仮称)の対象とすることで、期中レビュー(四半期)が一般に公正妥当な監査の基準に従って実施されることが明確になり、レビューや開示情報に対する信頼性の確保につながる事が考えられるか。

現行

	年度監査	四半期レビュー
対象	財務諸表/財務表/財務諸表項目	四半期財務諸表
実施者	監査人	年度の監査人と同一
意見表明等の枠組み	適正性意見が中心 準拠性意見もあり	適正性結論
準拠すべき基準	一般に公正妥当な監査の基準 ➢ 監査基準 ➢ 実務指針	一般に公正妥当な監査の基準 ➢ 四半期レビュー基準 ➢ 実務指針

「本化」後

	年度監査	期中レビュー(中間)	期中レビュー(四半期)
対象	財務諸表/財務表/財務諸表項目	中間財務諸表	四半期財務情報
実施者	監査人	年度の監査人と同一	年度の監査人と同一
意見表明等の枠組み	適正性意見が中心 準拠性意見もあり	適正性結論	準拠性結論の方向で検討中
準拠すべき基準	一般に公正妥当な監査の基準 ➢ 監査基準 ➢ 実務指針	一般に公正妥当な監査の基準 ➢ 期中レビュー基準(仮称) ➢ 実務指針	一般に公正妥当な監査の基準 ➢ 期中レビュー基準(仮称) ➢ 実務指針

(注) 中間監査の枠組みは変更なし

II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～サステナブルファイナンスの推進～

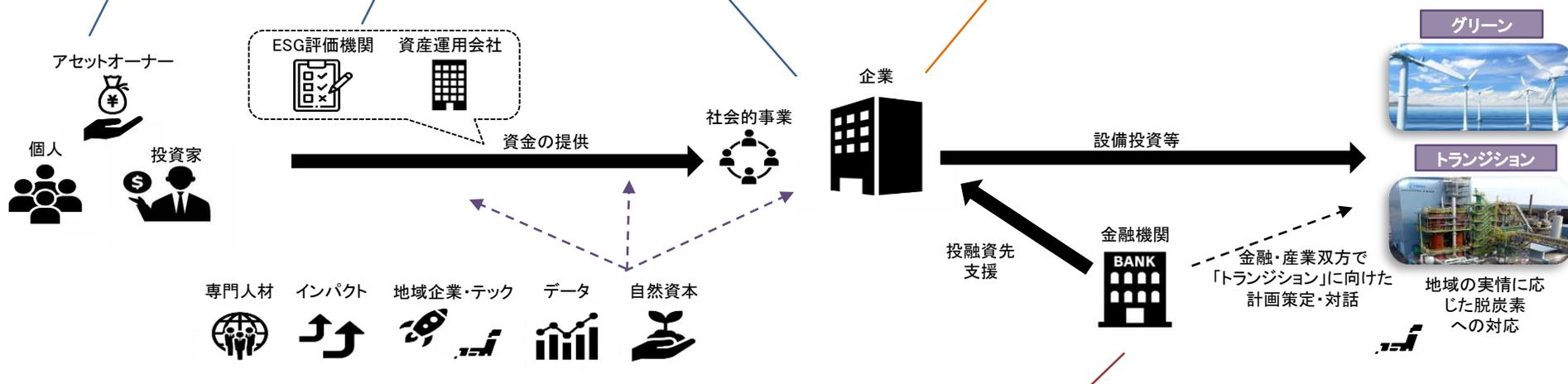
- 気候変動や少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。
- 国内外の関係者による取組の広がりを踏まえつつ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援する。関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う。

(2) 市場機能の発揮

- ・ 排出量等の企業データの策定を支援し、**プラットフォーム等を通じた企業データの集約・提供を推進**。併せて、専門的な**気候変動関連の気象データ等の利活用推進**に向け環境を整備
- ・ **アセットオーナー・アセットマネージャーのESG投資等の知見共有・対話と有効性を向上**
- ・ 監督指針を改正し**ESG投信の検証項目を明確化**（2023年3月）、個人が投資し易いESG投信を拡充
- ・ ESG評価機関の**行動規範を最終化**（2022年12月）、2023年6月末時点の賛同状況を取りまとめ
- ・ **カーボンプレジットの取引拡大**に向けた市場整備・クレジット創出支援を推進

(1) 企業開示の充実

- ・ ISSBの**サステナビリティ開示基準等の国際的議論に積極的に参画**し、官民連携してわが国の意見を集約・発信
- ・ **サステナビリティ情報の記載欄を2023年3月期決算より新設**。更に、SSBJで策定が予定されている**開示基準の法定開示への取り込みを検討**。併せて、サステナビリティ情報に関する**開示の好事例集の収集・公表や保証のあり方を検討**



(4) その他の横断的課題

- ・ 基本的指針案の公表（2023年6月）、コンソーシアムを通じた知見の共有など、**インパクト投資を推進**
- ・ **地域における気候変動対応**を推進（協議会の設置支援、データ整備等）
- ・ 自然資本（**生物多様性**）について議論
- ・ 業界団体・大学・民間事業者等との連携強化を通じ**人材育成**を推進

(3) 金融機関の投融資先支援とリスク管理

- ・ 国際的な議論等の進展を踏まえ、**シナリオ分析の手法・枠組みを継続的に改善**
- ・ ネットゼロを目指す金融機関向けの**提言（ガイド）を策定**（2023年6月）。トランジション推進の**エンゲージメントを強化、サプライチェーンCO2排出量の見える化**を推進
- ・ アジアGXコンソーシアム（仮称）を通じ**アジアでの脱炭素を推進**

Ⅱ. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～サステナブルファイナンスの推進～

【企業のサステナビリティ開示の充実】

- 改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（2023年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえ、**サステナビリティ開示の好事例を取りまとめて公表**する。
- サステナビリティ基準委員会（SSBJ）をはじめとする関係者と連携し、我が国のサステナビリティ関連情報が**国際的な比較可能性**をもち、資本市場からの信頼が得られるものとなるように取組を進める。
- **人的資本に関するサステナビリティ開示基準の整備**や、サステナビリティ情報に対する**第三者による保証等の国際的な基準開発の議論**に積極的に参画・貢献する。くわえて、サステナビリティ情報の**信頼性確保に向けた保証のあり方**についても、国際的な議論を踏まえ、検討を進めていく。

【GXの実現に向けた産業・金融の対話の促進】

- 金融機関・投資家が、投融資先の実情に応じた実効的な対話・支援に取り組むよう、ファイナンスド・エミッションや削減貢献量等の指標のあり方を含む**移行計画の策定・実施に係る実践的論点の議論を進め積極的に国際発信**を行う。
- 中堅・中小企業の脱炭素を含む地域でのGX投融資を促すため、**地域金融機関、地方公共団体、地域企業等を含む多様な関係者が連携した面的な取組を支援**する。
- 地理的結びつきが強いアジアのGX投資を推進するため、**官民関係者が参画する協議体を設置**し、実践的課題を集約・発信する。アジアGX投資への我が国金融機関の取組支援等を通じ、「**アジアGX金融ハブ**」の実現に取り組む。

Ⅱ. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～サステナブルファイナンスの推進～

【サステナビリティデータの集約】

- **サステナビリティデータの効果的・効率的な集約**に関して、日本取引所グループ（JPX）とも連携し、XBRL 等も活用した利用し易い形での情報提供を進める。NZDPU を含む国際的なデータ整備構想とも必要に応じて連携していく。
- サプライチェーンにおける**Scope 3 等のデータ整備**の取組を関係省庁と連携し支援していく。

【インパクト投資の推進】

- **インパクト投資の「基本的指針（案）」**（2023年6月公表）について、関係者と能動的かつ丁寧に対話を行い、**2023年度中の最終化**を目指す。
- インパクトスタートアップや地域企業等への支援を促す観点から、投資家・金融機関、企業、地域の支援機関等の多様な者が参画する「**インパクトコンソーシアム**」を立ち上げ、インパクト指標、投資事例、企業支援の手法等の検討・共有を進めていく。

【ESG投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等】

- 企業と投資家の橋渡し役を担うESG評価・データ提供機関に対して、評価の透明性・客観性の向上等の観点から、「**行動規範**」（2022年12月公表）への**賛同を促す**。ESG評価機関の開示の状況等を確認し、更なる論点等について検討を行う。
- 金融機関に対し、**ESG投信に関する監督指針**（2023年3月公表）の**浸透**を図る。
- サステナブルファイナンスの専門人材の育成を進めるため、民間資格試験の普及、グローバルにも通用する大学等の講座の設置等を促す。

II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～デジタル社会の実現～

- 金融サービスのデジタル化や金融機関のDXを推進し、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、個人や企業の利便性向上等を通じて、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していく。
- 様々なベンチャー企業や金融機関、事業会社、業界団体と密に意見交換を行い、取り組むべき課題の特定とその解決に努めていく。

【フィンテックの推進に向けた取組】

- 国内外の事業者の参入を更に促進するため、「FinTechサポートデスク」の機能や体制を強化する。
- 我が国フィンテックの魅力発信や国内外の事業者のネットワーキングの機会創出のため、「FIN/SUM」の更なる国際化を図る。また、FIN/SUMを中心に複数のサイドイベントから成る「Japan Fintech Week（仮称）」を2024年3月に創設する。
- 金融機関の一層のデジタル化・DXを支援すべく、国内外のフィンテック事業者との連携強化のためのミートアップの開催や、ITガバナンスの向上に向けた対話、デジタル化・DXに係る取組の好事例の発信等を行う。
- 2023年4月から制度が開始された賃金のデジタル払い（資金移動業者の口座への賃金支払い）については、その適切な運用に向けて厚生労働省との連携を進める。

Ⅱ. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

～デジタル社会の実現～

【Web3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組】

- **ステーブルコインの発行・流通**について、仲介者に対して迅速な登録審査を行うための取組を進めるほか自主規制団体の設立を促す。
- 期末時価評価課税の対象となる**発行体保有分以外の暗号資産**について、**法令上・会計上のあり方を含め、税制上の扱いを検討**する。暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保に向けた日本公認会計士協会の取組を後押ししていく。
- **セキュリティトークン**の流通の枠組（PTS認可のあり方等）や税制上の扱いについて、引き続き検討を行う。
- **暗号資産等に係る国際的な政策対応に貢献**していくとともに、暗号資産等が国境を越えて取引されることを踏まえ、各国当局との連携強化に取り組む。国内においては、**モニタリング上の着眼点の見直し**を行う。
- 中央銀行デジタル通貨（CBDC）については、日本銀行におけるパイロット実験や財務省における有識者会議の議論が進められており、金融庁としても、金融システムに与える影響等の観点から、この検討に貢献していく。

【決済インフラの高度化・効率化】

- **次期全銀システム**について、安全性・柔軟性・利便性の確保を含む「次期全銀システム基本方針」の具体化に向けた議論に貢献する。
- 2022年に参加資格を資金移動業者に拡大した全銀システムや2022年に稼働した新たな個人間送金インフラを含め、**多頻度小口決済サービス**への参加事業者の拡大状況や利用状況等をフォローしつつ、利便性と安全性の両立が図られるよう、関係者との対話を継続する。
- また、**手形・小切手機能の全面電子化**に向けて、金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押しする。
- 金融機関の取引先企業のDXや生産性向上の観点から、**DI-ZEDI** や**金融GIF**（政府相互運用性フレームワーク）に対応する会計ソフト等の開発・普及といった、請求・決済分野のデータ連携に関する取組を官民一体となって推進する。

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

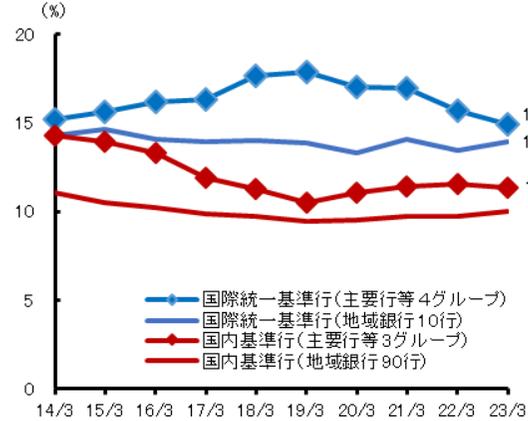
～業態横断的なモニタリング方針～

- 金融機関を取り巻く環境が変化する中でも、金融機関においては、健全性を維持しつつ、法令等の遵守を徹底し、顧客本位の業務運営を行い、金融仲介等の機能を十分に発揮していくことが求められる。
- このため、金融庁としては、金融経済情勢や世界情勢を的確に把握するとともに、データ分析や金融機関との対話等を通じて、金融機関に対する深度あるモニタリングを実施していく。

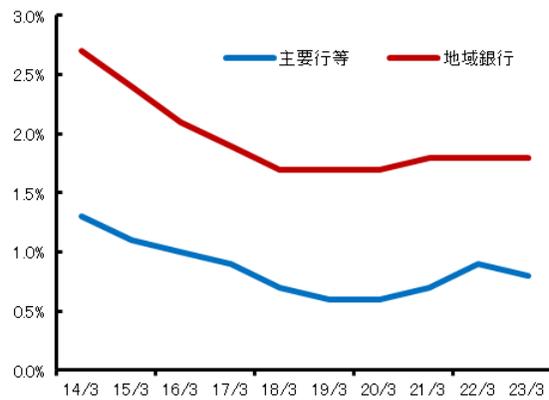
【経営基盤の強化と健全性の確保】

- **金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築**に向け、金融機関の経営戦略（※）を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや各種リスク管理態勢、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、**経営基盤の強化**を促す
 ※ 人的投資や人材育成の取組、業務のDX推進や銀行業高度化等会社の活用を通じた、新規ビジネスの開拓、利用者利便の向上、コスト削減等の方策を含む。
- 世界的な金利上昇や2023年春の欧米における銀行セクターの混乱等にも留意しつつ、国内外の金融政策・金利動向を含め、**グローバルな金融経済情勢等の動向を注視**し、その動向が金融システムの安定に与える影響について分析を行っていく。
- 金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の**心理的安全性の確保**に努める。また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

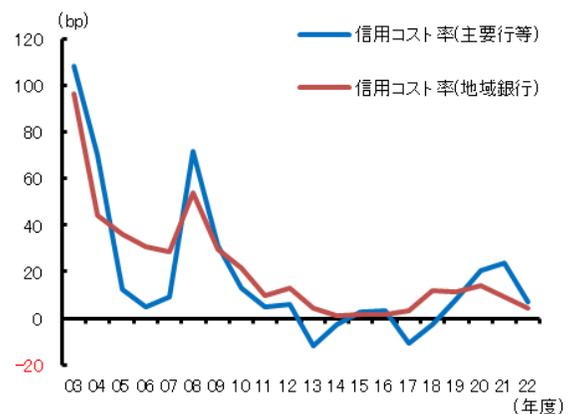
自己資本比率の推移



不良債権比率の推移



信用コスト率の推移

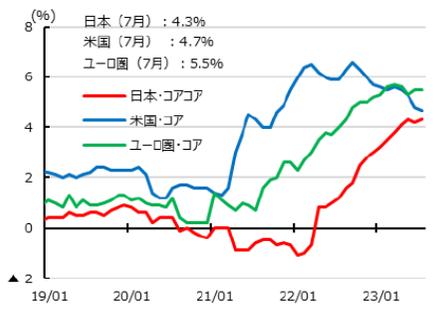


Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

～（参考）現下の金融経済情勢～

- 世界経済は労働需給の逼迫等を要因として基調的なインフレ圧力が依然続いている（図表1）。景気は底堅さを維持しているが、インフレに対処するため諸外国の中央銀行が金融政策を急速に引き締めたこともあり、世界経済の先行きの不確実性が高まっている。
- 金融市場では、金利が世界的に上昇した（図表2）ほか、為替市場はドル・ユーロに対して円安基調が続き、国内物価の上昇に影響を及ぼしている（図表3）。本邦株価は堅調に推移し、日経平均株価・東証株価指数（TOPIX）は足下で1990年以来の高水準を記録した（図表4）。また、金融緩和を背景に、本邦不動産価格も上昇している（図表5）。我が国経済は、コロナからの経済活動の正常化が進み、総体として企業収益が増加している一方（図表6）、倒産件数は足下で増加しつつある（図表7）。

（図表1）消費者物価指数（コア）の推移



（注）前年同期比
（資料）Bloomberg より、金融庁作成

（図表2）10年国債利回りの推移



（資料）Bloomberg より、金融庁作成

（図表3）為替市場の推移



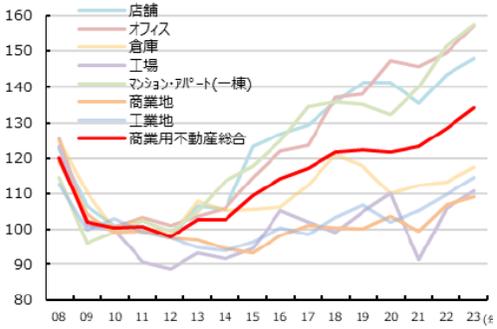
（資料）Bloomberg より、金融庁作成

（図表4）先進国株価指数の推移



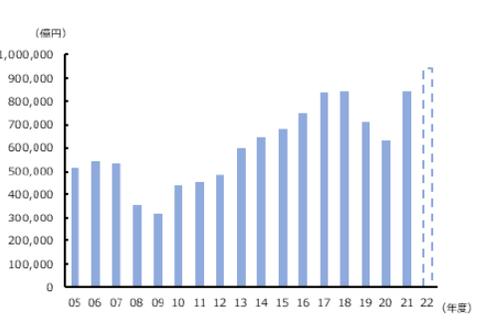
（注）株価指数は2020年1月1日を100として指数化
（資料）Bloomberg より、金融庁作成

（図表5）不動産価格指数（商業用不動産）



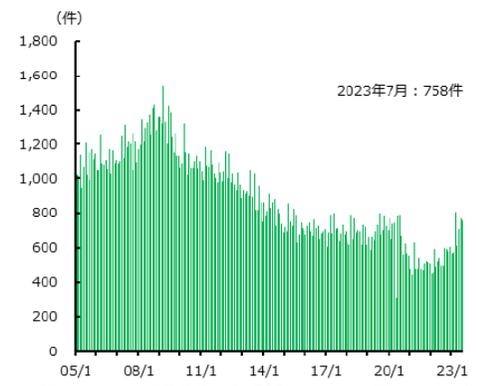
（注）2010年平均を100として指数化
（資料）国土交通省「不動産価格指数」より金融庁作成

（図表6）法人企業の経常利益の推移



（注）2021年度までは年度調査の値、2022年度は四半期調査の単純合算
（資料）財務省財務総合政策研究所「法人企業統計調査」より、金融庁作成

（図表7）倒産件数の推移



（資料）(株)東京商工リサーチ (TSR)「全国企業倒産状況」より、金融庁作成

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

～業態横断的なモニタリング方針～

【顧客本位の業務運営】

- 金融機関において**顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリング**を行う。特に、以下について重点的にモニタリングを行う。
 - ✓ リテールビジネスへの経営陣の関与状況
 - ✓ 顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況
 - ✓ 「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け
 - ✓ 業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品（例えば、仕組債や外貨建一時払保険等）の販売・管理態勢
 - ✓ 実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況
- 金融事業者に対して、顧客の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を設けるとともに、家計の資産形成において重要な役割を担う企業年金等もその対象に加えることを内容とする、金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立を前提に、顧客の最善の利益が確保されるよう**モニタリングのあり方について検討**を行う。

【顧客に寄り添った金融サービス】

- 高齢者**：認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、利用者利便の向上とトラブル防止の観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体と対話を行い、更なる取組を支援。
- 障がい者**：改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえた上で、社会的障壁の除去に向けた取組を一層促す。
- 外国人**：円滑な口座開設等に資する情報や注意点を利用者等に周知するとともに、手続の円滑化・効率化や外為法上の非居住者と判定される顧客への金融サービスの提供のあり方など、サービスの適切性・利便性向上に向けた取組を一層推進。
- 旧姓名義**：旧姓名義による口座開設等への対応状況等に関する実態把握の結果等を踏まえ、旧姓使用の口座の開設・維持を希望する利用者の利便性向上の観点から、関係省庁と連携して対応を促す。

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

～業態横断的なモニタリング方針～

【多重債務者問題への対応等】

- **成年年齢引下げ**を踏まえた若年者対応を含め、金融機関の取組を促していく。その際、コロナ後の経済環境や個人の消費行動が資金需要者の借入行動に与える影響等、**コロナ後の動向について注視**する。
- **ヤミ金融の新たな手口**に対しては、注意喚起を強化するとともに、捜査当局との連携により**厳正に対処**していく。

【特殊詐欺、不正送金、投資詐欺の防止】

- 金融機関に対して、**振り込め詐欺等**の特殊詐欺被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促す。
- インターネットバンキングで**フィッシングによるもの**と推察される**不正送金**の被害が急増している点に鑑み、警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、金融機関に促すとともに、モニタリングの強化を図る。
- 無登録業者が関与する、**SNS等を利用した新たな手法による詐欺的な投資勧誘**についても関係機関との連携を強化して対応していく。

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

～業態横断的なモニタリング方針～

【マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の強化】

- マネロン対策等は国際的に重要課題と認識されている。国内でも金融サービスが特殊詐欺等に悪用される例が多数確認。マネロン対策等の徹底は金融業を行う上での前提条件であること、犯罪に多用される場合は我が国の国際的な信認をも損なうおそれがあることを強く認識した上で、マネロン対策等を早急に講じる必要。
 - ✓ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2021年11月公表）で求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。
 - ✓ 特に、規程類の整備を含め、実効的な取組の前段階となる部分において**進捗に遅れが見られる金融機関**には、集中的に**モニタリング**を行い、期限を意識した着実な対応を促す。
 - ✓ 2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、**検査・監督体制のあり方について検討**を進める。

金融機関に認められるマネロン対策等の課題

●リスクの特定については洗い出しが不十分

- 業種別のリスクの特定・評価の際に、他の特定事業者を洗い出していない事例。
- 犯罪収益移転危険度調査書（年次）やガイドラインの改正がリスクの特定・評価に反映されていない事例。
- リスク評価書の作成の際にコンプライアンス部署のみで作成している事例。

●リスク評価の手法が策定されていない、規程化されていない

- 手順/手続が文書化/規程化されていない事例。
- 疑わしい取引の届出の分析、凍結要請、捜査関係事項照会書をリスク評価に反映させる規程となっていない事例。

●顧客管理は犯罪収益移転防止法対応が中心でリスクに応じた対応ではない

- 高リスク顧客は、犯罪収益移転防止法第4条2項の厳格なる取引時確認の対象先のみ限定されている事例。
- 継続的顧客管理に係る規程等を整備しておらず、リスクに応じた調査項目も定まっていない事例。

●方針・手続・計画等の見直しがされておらずPDCAが回せていない

- 方針、計画の見直し手続きが定められておらず、実際にPDCAも行われていない事例。

●取引モニタリングシステムはシナリオ・敷居値の見直しが不十分

- シナリオ・敷居値の有効性検証ができておらず、見直しがなされていない事例。

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

～業態横断的なモニタリング方針～

【サイバーセキュリティの強化】

- サイバー攻撃が一層巧妙化し、金融機関で被害が発生しているほか、検査でも、セキュリティ対策が不十分な事案が確認されている。このため、経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関における**サイバーセキュリティ管理態勢**について検証し、その強化を促す。課題に対して計画的に対処しているかという観点から、特に、以下の点に関して**重点的にモニタリング**を行う。
 - ✓ 定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテスト等を通じた**自社対策の有効性の検証**
 - ✓ 演習等を通じた**インシデント対応能力の検証**が適切に行われているか
 - ✓ 上記を含め、各種検証の結果把握した課題について**計画的に対策**を講じているか
- サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する**点検票に基づく自己評価の実施**を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。
- 金融庁が主催する金融**業界横断的なサイバーセキュリティ演習** (Delta Wall VIII) を通じ、業界全体の事態対処能力の向上を促す。

【経済安全保障上の対応】

- 金融サービスを含めたインフラ機能の安全・信頼を確保するため、**経済安全保障推進法**の円滑な制度開始 (2024年春) に向け、政令等の整備、関係機関との連携、「**基幹インフラ制度に関する相談窓口**」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。

【システムリスク管理態勢の強化】

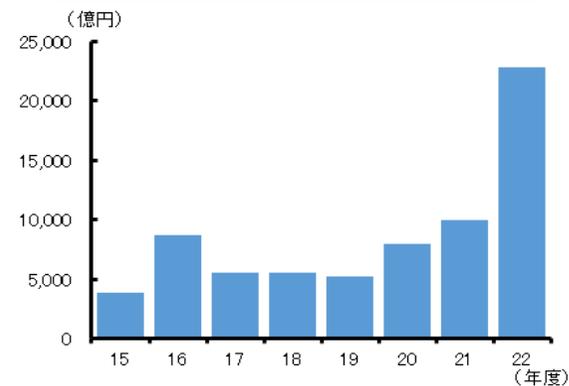
- 重大な顧客被害が発生した場合または発生するおそれがある場合、**機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢** (外部委託先に対する管理態勢を含む) を**検証**し、必要に応じて改善を促す。
- リスクの高いシステム統合や更改**については、システムの安定稼働を確保する観点から、金融機関のプロジェクト管理の実効性を検証する。
- 大手金融機関を中心に、**ITレジリエンス**について実態把握や対話を行う。

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する ～業種別モニタリング方針～

【主要行等】

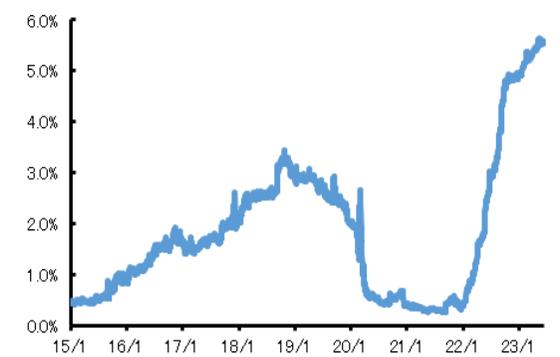
- 主要行等は、我が国経済に大きな影響力を有し、質の高い金融サービスを安定的に提供することが求められている。上記の業態横断的モニタリングの各項目に関し、**業務の規模・複雑性に応じた高水準の態勢**が確立されているかモニタリングを行う。
 - ✓ **信用リスク**に関して、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金等のニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、各行における必要な対応を促す。
 - ✓ **市場リスク・流動性リスク**に関して、各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促す。
 - ✓ 日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促す。
 - ✓ 各行が、国境や銀信証の業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行い、**グループ・グローバルのガバナンスの高度化**を促す。

本邦金融機関の国債等債券売却損



(注) 対象は主要行等及び地域銀行
(資料) 金融庁

3か月ドル調達コストの推移



(注1) Libor廃止の影響により、2022年1月以降はリスクフリーレートベースで算出
(注2) 直近は2023年7月5日
(資料) 金融庁

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

～業種別モニタリング方針～

【地域金融機関】

- 地域金融機関がその役割を果たしていくためには、自身の**経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立**することが重要。経営トップにおいては、取り巻く環境の変化が非常に速くなっていることを踏まえ、**時間軸を意識しながら、経営改革を進める必要**。
- 一方で、地域金融機関は、**経営資源に一定の制約**を有する場合が多い。経営改革を進めるためには、置かれている経営環境や直面している各種課題の全体やその性質、軽重等を踏まえた上で、**課題解決に向けて経営資源をどのように配分していくか**、検討することが不可欠。金融庁・財務局は、こうした点に十分留意しながら各種対話を行う。

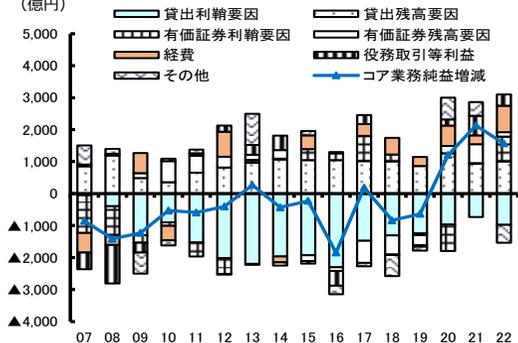
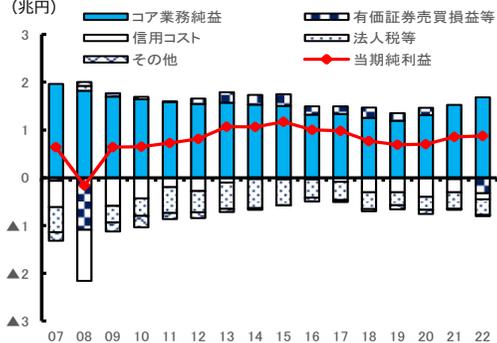
(地域銀行)

- 株主や取締役会による**ガバナンスの発揮状況**や**人的投資・人材育成への取組状況**について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行う。
- 国内外の**金融経済情勢**（特に我が国の**金融政策・金利動向や大口与信先の状況等**）が地域銀行に与える影響や各行の対応を把握する。
- 各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、**有価証券運用の状況や市場リスク管理態勢、流動性リスク管理態勢**のほか、一部金融機関で増加が見られるLBOローン、不動産ノンリコースローンを含む**不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等**について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングしていく。

(協同組織金融機関)

- 相互扶助の理念の下、中小・零細事業者の多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも**経営基盤を強化**し、持続可能な経営を確立することが重要。このため、**金融仲介機能の発揮状況**や**人的投資・人材育成**の取組状況等について対話を進めるとともに、**収益性向上**に向けた様々な工夫を促す。
- 国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、**リスクテイクの状況やそれに応じたリスク管理態勢**の構築状況等について随時にモニタリング
- 中央機関については、協同組織金融機関による**地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援**を進めることを促す。

地域銀行の純利益の推移（左図）とコア業務純益の増減要因（右図）



(資料) 金融庁

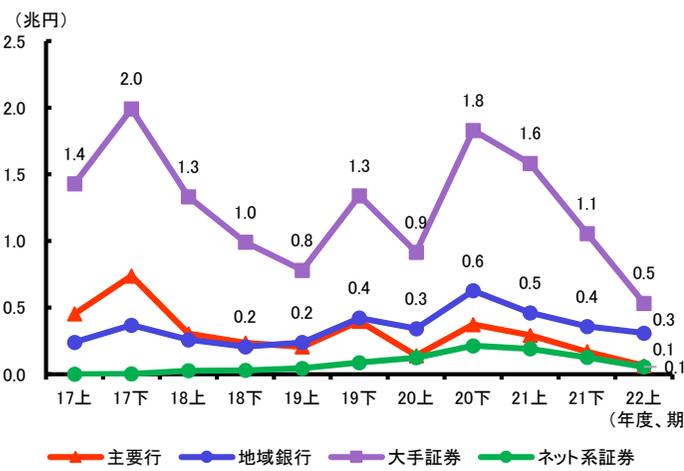
Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

～業種別モニタリング方針～

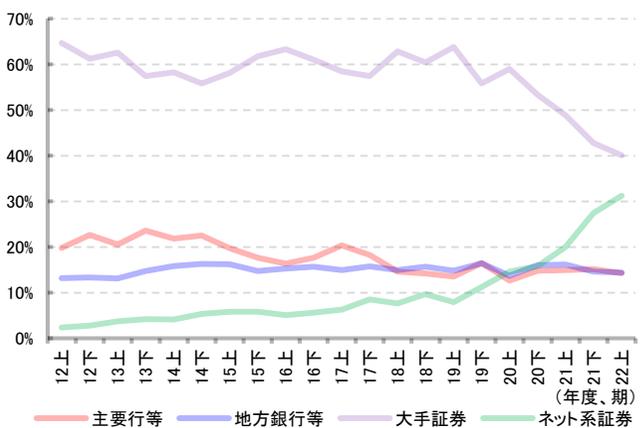
【証券会社】

- 市場の公正性の確保に積極的に貢献することが求められている他、成長性のある企業の資金調達を支えるとともに、家計の安定的な資産形成を促進する担い手として、**資産所得倍増プランの実行にも大きな役割**を果たすことが期待されている。
- 仕組債等の**高リスクの金融商品の組成・販売勧誘態勢等**について、法令や自主規制規則等に則っているかモニタリングを行う。
- プロダクトガバナンスの強化**も含め、顧客本位の業務運営の取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促していく。不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、**実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢**が構築されているかについてモニタリングを行う。
- 取引のオンライン化・低廉化や商品・サービスの多様化等の**競争環境の変化**を踏まえ、**持続可能なビジネスモデルのあり方**について経営陣を含めて深度ある対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促していく。
- グローバルな事業展開**をしている大手証券会社については、**海外ビジネスにおける安定的な収益性の確保に向けた具体的な戦略・施策やその取組状況、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築状況**に係るモニタリングを行う。

仕組債の販売額の推移



投資信託販売額シェアの推移



(注)「地方銀行等」は、地方銀行と埼玉りそな銀行を合算したものの、他の業態は全体注と一緒に
 (出所)一般社団法人 金融財政事情研究会

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

～業種別モニタリング方針～

【保険会社】

- **総論：**
 - 保険会社には、**法令遵守、保険契約者の保護**が厳しく求められる。また、保険代理店との適切な関係の構築、管理が必要。**昨今の不適切事案については、不適切な行為の全体像やその原因の究明を徹底して行い、その上で、保険契約者の保護に欠ける問題が認められた場合には、法令等に基づき厳正に対応していくとともに、有効な再発防止策の策定及び実施**に取り組む。
 - 少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、デジタル化を活用した効率的な業務運営や顧客ニーズの変化に即した商品開発等を通じて、**持続可能なビジネスモデルを構築**する必要。
 - グループ・グローバルのガバナンスの高度化について、その取組の着実な進展を海外当局とも連携しつつ対話を通じて促していく。
 - 資産運用の状況を含めた財務の健全性について、金融市場の動向を踏まえ、モニタリングを行っていく。くわえて、**経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入**に向けて、具体的な検討を進めていく。
- **損害保険会社：**近年の自然災害の頻発・激甚化による保険金支払いの増加等により、火災保険料率が上昇傾向。こうした中で、損害保険会社に対して、**統合的リスク管理（ERM）の高度化**、顧客ニーズやリスク実態等を踏まえた**補償内容・保険料率の見直し**、**防災・減災のサポート**等に向けた対応を促していく。また、財務局と連携し、顧客本位の業務運営の更なる推進に向けた取組を促していく。
- **生命保険会社：**営業職員による不適切事案が継続的に発生している状況を踏まえ、生命保険協会と連携しつつ、**営業職員管理態勢の高度化**に向けたフォローアップを行う。また、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進を行っていく。
- **少額短期保険業者：**財務局と連携し、監督指針の見直しを踏まえた**モニタリングの高度化**を進める。さらに、少額短期保険業者に対し、財務の健全性や業務の適切性を確保するための態勢整備を引き続き促していく。

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

～金融行政の高度化、金融行政を担う組織としての力の向上～

- 金融をめぐる国内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している。求められる役割を適切に果たすため、金融行政を絶えず進化・深化させていくことが必要。
- データ活用の高度化、国内外への政策発信力の強化など、金融行政の更なる高度化に取り組むとともに、全ての職員の能力を最大限発揮できるようにすることで、金融行政を担う組織としての力を最大化することに繋げていく。

【データを活用した多面的な実態把握】

- ・ 個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握する観点から、**企業財務の動向、金融機関による金融機能の発揮状況、株式・先物市場の動向等の分析を深化・充実**させていく。こうした分析結果を金融機関との対話等を通じたモニタリングに活用できるよう**可視化・ツール化**する。
- ・ 2022事務年度に日本銀行と連携して実施した、新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）の実証実験結果を踏まえ、法人貸出明細等の**高粒度データの定期収集を段階的に開始**し、**順次対象金融機関の拡大**を検討する。
- ・ 金融サービスの利用者から相談窓口寄せられた情報の多角的な分析を進め、結果を適時にモニタリング等に活用していく。
- ・ 研究者との共同研究の実施など**アカデミアとの連携を一層強化**し、金融行政に関する先端的な研究成果について行政現場での活用を図る。

【財務局との更なる連携・協働の推進】

- ・ 金融行政の**政策実現のため不可欠である金融庁と財務局の連携・協働**について、**合理化・効率化**に関する検討を進めつつ、コミュニケーションの充実を図る。
- ・ 特に**モニタリング上の連携・協働**を深め、一体的・効果的な行政運営を推進するとともに、金融庁と財務局との間での率直な意見交換を通じて、監督当局全体としての質の向上を図る。市場監視の分野においても、財務局との連携・協働に取り組む。
- ・ 地域金融機関の事業者支援やガバナンス・人的資本等の重要な課題について、地域経済の情勢・構造も含め、地域金融機関の置かれた状況を踏まえた深度ある対話を行い、その結果得られた**知見や成果について、金融庁と財務局の間の共有を一層進める**。

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

～金融行政の高度化、金融行政を担う組織としての力の向上～

【国内外への政策発信力の強化】

- G7議長国として2023年5月の**G7財務大臣・中央銀行総裁声明**で取りまとめた**主要課題**に関して、今後も国際的議論に貢献する。
- 11月6日～10日開催予定の**保険監督者国際機構（IAIS）東京総会**については、開催国として国際資本基準（ICS）や自然災害に係るプロテクションギャップ等の議論を積極的に進める。
- グローバル金融連携センター（GLOPAC）や二国間金融協力の会議等を通じ、**ネットワーク構築の強化**を図るほか、こうしたネットワーク等を活用し、アジア諸国等との政策対話を進め、国際的な政策推進力を高めていく。その一つとして、トランジション・ファイナンスに係るアジア諸国との連携の強化に取り組む。
- ウェブサイトのほか、SNSをはじめとする多様な情報発信ツールを有効活用し、**タイムリーで効果的・効率的な情報発信**に戦略的に取り組んでいく。
 - ✓ 外部の知見も取り入れつつ、職員の広報に関する**知見の向上や外部サービス活用**に係る検討を進める。
 - ✓ **ウェブサイトの英語情報量の増加**や、海外関係者にも伝わる効果的な発信方法の工夫など、国内外に対する情報発信力の強化に継続的に取り組む。

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

～金融行政の高度化、金融行政を担う組織としての力の向上～

【職員の能力・資質の向上】

- 職員の専門性向上に向け、個々の職員の**キャリアプラン**について人事・育成担当者と職員との**対話を着実に行う**とともに、対話を通じて決定したキャリアパスの軸となる分野に応じた育成プログラムの実施を進める。
- 現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想される**スキル・知見の確保・育成**に向けた対応策を実施するとともに、引き続き検討が必要な分野について議論を継続する。
- 専門性育成の前提となる、金融行政官としての基礎を習得するために見直した**研修プログラム**について、内容の拡充や運用方法の改良を検討する。
- 業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用的高度化を図るため、職員のニーズ・課題・レベル等に合わせた研修等の実施や**データ分析プロジェクト**等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進める。

【職員の主体性・自主性の重視】

- 自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである**政策オープンラボ**や、若手職員からの金融行政に関する**政策提言の公募**、職員が主体的・自主的に研究し、**個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組み**について、運用の見直しを検討し、多くの職員が自由闊達に議論できる職場環境づくりを行う。
- 政策立案に資するため、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者、海外当局者等からの有益な知見を得るべく、**講演会や勉強会を積極的に開催**する。
- 職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内から**ポストの公募**を行う。

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

～金融行政の高度化、金融行政を担う組織としての力の向上～

【誰もがいきいきと働ける環境の整備】

- 職員の子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた取組を進めるほか、定型的な庶務業務の外部委託や、テレワークやオンライン会議を行いやすい環境の継続的な提供、RPA化の推進等を通じて、**柔軟で効率的な働き方の実現**を強く後押しする。
- 金融庁ネットワークシステムの刷新など、安全かつ効率的な業務遂行のための**情報システムを整備**する。
- 多様なバックグラウンドを持つ全ての職員の能力を最大化するためには、質の高いマネジメントが必要である。このため、幹部・課室長のマネジメント方針の職員への見える化や、360度評価、職員満足度調査等を実施するとともに、組織活性化に向けた取組状況を金融庁内で随時共有することや、マネジメントの手掛かりの提供等の支援を行うことで、**マネジメント力の向上**を図る。
- 若手を含めて各職員が一層納得感ややりがいを感じられるよう、より**働きやすい職場環境・望ましい組織文化**のあり方をどう考えるかなど、庁内で積極的に対話を行うとともに、庁外からも様々な形で意見を聞き、新しい課題やその解決方法も探求しながら改革を進める。